

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

かいてき便り

○お知らせ

- ・「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター研修の御案内
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・令和5年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修(基礎講習会)のご案内
- ・福祉用具サービス業務従事者講習会(基礎講習)のご案内
- ・TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業 未宣言法人向けオンラインセミナーを開催します！
- ・令和5年度施設職員向け福祉用具講習会(第1回集合型講習会)を開催します！
- ・次世代介護機器の活用場面を見学できる「令和5年度 公開見学会～現場職員の声を聞いてみよう！～」を開催します！
- ・令和5年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について
- ・介護現場におけるハラスメント対策事業について
- ・居宅サービス事業所へのBCP策定支援について

令和5年5月1日発行 第226号

○ 「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター研修の御案内

お知らせ

東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して開発した、認知症の行動・心理症状(BPSD)の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」(以下「ケアプログラム」という。)の普及により、認知症ケアの向上に取り組んでいます。

このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

この度、オンラインシステムを利用するために必須となる「アドミニストレーター研修」(e ラーニング)を開催しますので、ご参加を希望の方は、お申し込みください。

※ケアプログラムの詳細は、東京都ホームページを御覧ください。

<東京都 HP(事業概要)>

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/index.html

【形式】**eラーニング研修**(標準所要時間 4 時間)

【目的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】**令和5年5月29日(月)～令和5年6月23日(金)**

【対象】下記の3条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

- ① 東京都内に所在する事業所等であること。
- ② 令和4年7月1日時点でケアプログラムを利用していない区市町村に所在する事業所等であること。

※ ケアプログラムを利用している区市町村に所在する場合は、区市町村が実施するアドミニストレーター研修をご受講ください。利用している区市町村の一覧は、東京都ホームページからご確認ください。

- ③ アドミニストレーター研修修了後、下記期間内の2日間で実施するフォローアップ研修に両日参加できる者であること。

<フォローアップ研修日程(全2日間・ZOOM によるオンライン形式)>

1日目:令和5年6月30日(金) (午後2時から午後4時までを予定)
2日目:令和5年9月15日(金) (午後2時から午後4時までを予定)
※参加人数によっては時間帯が変更になる場合もあります。

【定 員】10名程度(申込み多数の場合は、地域のバランス等を考慮の上、受講者を決定します。)

【費 用】無料

【申込方法】東京都ホームページ上の参加申込フォームから、**【5月22日(月曜日)】**までにお申し込みください。
<東京都 HP(研修案内)>

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html

【お問い合わせ先】

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課 認知症支援担当

TEL 03-5320-4277

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎**高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法**

◎**周囲の方の『高齢者見守り』のポイント**

◎**被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)**

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2023年4月1日から2024年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2023年4月1日から2024年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています

○令和5年度介護支援専門員のための福祉用具・住宅改修(基礎講習会)のご案内

1 講習内容

福祉用具と住宅改修、介護保険における住宅改修、福祉用具の見学と体験

- * 福祉用具メーカーの協力により、福祉用具を実際に見て、触れることができます。
福祉用具の説明も受けられます。

2 受講対象

新任の介護支援専門員
介護支援専門員実務研修受講者
現任の介護支援専門員
その他受講を希望される方

3 講習日時

令和5年6月9日(金)10:00~16:45

4 講師

創価大学名誉教授 和田光一氏

5 定員

100名

6 受講料

2,000円

7 申込期限

令和5年5月26日(金)

* 申込書及び詳細は、下記の財団ホームページを御覧ください。

https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_caremanager/

【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

○ 福祉用具サービス業務従事者講習会(基礎講習)のご案内

お知らせ

区市町村等の高齢者・障害者の相談窓口で相談・支援を行っている方、地域包括支援センター、在宅介護支援センターや福祉事務所等に勤務されている方を対象に、福祉用具の基礎知識を学んでいただく講習会を開催します。

1 日時及び内容

日 時	内 容	講 師
令和5年6月1日(木) 10:00～16:30	・福祉用具導入の視点と考え方 ・高齢者施策について ・障害者施策について ・福祉用具の種類と選び方 <u>福祉用具メーカーの協力により、実際に福祉用具を見て、触れることができます！</u>	創価大学 名誉教授 和田 光一 氏
令和5年6月5日(月) 10:00～16:30	・ベッドと周辺用具と起居動作 ・移乗動作と移乗用具 ・車いすと車いす付属品 ・リフト	福祉技術研究所(株) 市川 洌 氏
令和5年6月28日(水) 10:00～16:30	・排泄と排泄関連用具	NPO 法人日本コンチネンス協会 牧野 美奈子 氏
	・高齢・障害者の衣服と靴	福祉技術研究所(株) 岩波 君代 氏
	・杖・歩行器・シルバーカー ・入浴動作と入浴補助用具	(有)望月彬也リハデザイン 望月 彬也 氏

2 講習会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室1
新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル 19階

3 受講料

受講日数に関わらず、1名につき1,000円

4 定員

各日100名(先着)

5 申込期限

令和5年5月18日(木)

6 申込方法

下記ホームページより申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAX 又はメールにてお申込みください。

申し込みは1日単位で、3日間の受講も可能です。

https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_kushi/

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

メール:yougumoushikomi@fukushizaidan.jp

○ TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業 未宣言法人向けオンラインセミナーを開催します！

福祉事業所の皆さまが「働きやすい職場づくり」を進め、「職場宣言」をするための支援として、「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業」に関する2種類のセミナーを開催します。

いずれか一つのお申込みでも、両方ともお申込みいただいても結構です。ぜひ奮ってご参加ください！

「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業」とは…

「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえて、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する事業所の情報を、学生や求職者に広く公表することで、福祉事業所の人材の確保と定着を東京都が応援する事業です。令和4年度末時点で2,500以上の事業所が宣言しています。宣言することで東京都主催の人気就職イベントへの出展可能性が高まります。



step

1

「働きやすい職場づくりの進め方」を知りたい。
「まずは、他の事業所の取り組み方」を聞いてみたい。
といった事業所向け

未宣言法人向けセミナー 1

令和5年6月14日(水)13:30~16:30

専門講師からの講義と宣言済み法人からの具体的な取組事例紹介などにより、働きやすい職場づくりの進め方や、職場宣言をしてみた本音などについて、お伝えします！

セミナープログラム (予定)

- ① 福祉現場における人材確保と育成(講義)
- ② 宣言法人の声～職場宣言を通じた「働きやすい職場」づくり～(事例紹介)
- ③ パネルディスカッション、質疑応答

step

2

「職場宣言の制度の内容」について知りたい。
「どのように宣言申請すればいいか」具体的に知りたい。
といった事業所向け

未宣言法人向けセミナー 2

令和5年7月12日(水)13:30~16:00

「働きやすい福祉の職場宣言」制度の概要、メリット、宣言済事業所のPR例も解説。
働きやすい福祉の職場ガイドラインや申請手続きの講義のあとには質疑応答の時間を設け、丁寧にお答えします。

セミナープログラム (予定)

- ① 宣言制度の概要、メリット
- ② 「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくり
- ③ 申請手続きについて・質疑応答 等

【申込方法】

WEB または FAX のどちらかの方法でお申し込みください。

申込期限は **令和5年5月18日(木曜日)** です。

※受講決定は5月下旬頃に行う予定です。

★セミナー受講者特典★

未宣言法人向けセミナー②の受講者は、宣言申請時必要となる、スタートアップセミナー(動画視聴)が免除されます (WEB 申込、FAX 申込のどちらでも免除されます)。

①WEB 申込の場合

東京都福祉保健財団のホームページに掲載の「セミナー申込フォーム」からお申し込みください。

「セミナー申込フォーム」をクリックし、フォームに必要事項(法人名やメールアドレス等)の記入をお願いします。



<https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/seminar/>

②FAX 申込の場合

下記の表の内容を以下の FAX 番号宛にお送りください。

FAX 番号:03-3344-8594(申込〆切:5/18 必着)

「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」担当宛

法人名	
参加者氏名 ※参加人数は1法人につき1名です。	役職()
セミナー申し込み ※いずれかに✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> セミナー1のみ <input type="checkbox"/> セミナー2のみ <input type="checkbox"/> 両方
所在地 ※受講通知送付希望先	〒
連絡先(電話番号)	
メールアドレス	
職場宣言に対して	<input type="checkbox"/> 大変興味がある <input type="checkbox"/> 少し興味がある <input type="checkbox"/> どちらでもない・分からない <input type="checkbox"/> 興味は無い、知らない
宣言申請について	<input type="checkbox"/> 早く申請したい(今年度・来年度) <input type="checkbox"/> 申請の予定無し <input type="checkbox"/> 2～3年後には申請したい <input type="checkbox"/> 検討中、もしくは検討したい
・人材確保・育成等について法人様が抱えている課題や悩みをご記入ください ※セミナー当日に講師陣等より助言等できる場合がありますので、できるだけ具体的にご記入ください。 (法人名等は伏せて取り上げさせていただきます。)	

※上記申込フォーム及びFAX申込書にご記載いただいた内容は、「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」事業以外で使用することはございません。ただし、セミナー参加後、宣言事業に関するご案内をさせていただくことがあります。

【問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部福祉情報室宣言情報公表担当

TEL: 03-3344-8552 FAX: 03-3344-8594 E-mail: sengen_shinsei@fukushizaidan.jp

○令和5年度施設職員向け福祉用具講習会(第1回集合型講習会)を開催します!

(公財)東京都福祉保健財団では「ヒヤリハット事例を交えたリスク管理の重要性と福祉用具を使った安全で質の高いケア」をテーマに、福祉用具講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。

1 内容

介護スタッフの腰痛問題について解説した上で、福祉用具を使用した移乗等の実演を行いながら、安全で質の高いケア、福祉用具選定のポイント等を講義する内容となっています。

また、ヒヤリハット事例を交え、福祉用具の事故リスク管理の重要性について理解を深めていただきます。

2 受講対象

都内介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の職員の方

3 講習日程

令和5年7月11日(火曜日) 13時00分～16時00分

4 講師

伊藤 勝規 氏

(NPO法人とちぎノーマライゼーション研究会 理事長、福祉用具プランナー研究ネットワーク 副代表、福祉用具プランナー管理指導者)

5 講習会場

東京都社会福祉保健医療研修センター 講堂 (東京メトロ丸の内線「茗荷谷」駅 徒歩10分)

6 定員

定員:140名(先着順)

7 受講料

無料

8 申込期限

令和5年6月27日(火曜日)まで

9 申込方法

財団ホームページから受講申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記アドレス宛にメールにて申込書をお送りください。先着順にて受講決定の通知をお送りします。

財団 HP: https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shisetsu/

申込専用アドレス: yougumoushikomi@fukushizaidan.jp

【お問い合わせ】

(公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

TEL 03-3344-8514

○ **次世代介護機器の活用場面を見学できる「令和5年度 公開見学会～現場職員の声を聞いてみよう!～」を開催します!**

【申込締切 令和5年5月26日(金) 参加費:無料】

公益財団法人東京都福祉保健財団では、次世代介護機器の実際の活用場面を見学することができるよう、次世代介護機器を先進的に導入している施設に御協力いただき公開見学会を以下のとおり開催します。現場での活用状況を見学し、実際に利用した職員の声を聞ける貴重な機会になりますので、この機会に是非御参加ください。

回	日程	時間	見学施設
第1回	令和5年6月19日(月曜日)	午後2時から午後3時30分まで	特別養護老人ホーム 砧ホーム(※1)
第2回	令和5年6月21日(水曜日)	午後2時から午後3時30分まで	特別養護老人ホーム 神明園(※2)
第3回	令和5年6月22日(木曜日)	午後2時から午後3時30分まで	特別養護老人ホーム 小松原園(※3)
第4回	令和5年6月23日(金曜日)	午後2時から午後3時30分まで	特別養護老人ホーム フローラ田無(※4)

【開催日時】

- ※1 特別養護老人ホーム 砧ホーム (東京都世田谷区砧 3-9-1)
- ※2 特別養護老人ホーム 神明園 (東京都羽村市神明台 4-2-2)
- ※3 特別養護老人ホーム 小松原園 (東京都八王子市犬目町 688-2)
- ※4 特別養護老人ホーム フローラ田無 (東京都西東京市向台町 2-16-22)

【開催方法】

ZOOM で参加 (自施設からオンラインでの参加となります)

【開催内容】

見学施設に導入している次世代介護機器のオンラインによる施設内見学のほか、機器の導入に関する事例紹介や効果、体験談等を、経営者視点と従事者視点で見学施設の職員から講話いただきます。当日は以下の内容を予定しています。

- ・ オンラインによる施設内見学
- ・ 見学施設による導入・使用しての効果や事例の紹介
- ・ 現場職員の声(次世代介護機器導入にあたっての体験談等)
- ・ 質疑応答 など

【対象施設】

都内に所在する特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)等

【参加申込方法】

「研修予約受付システム」にログインし、施設・事業所毎にお申込みください。

「研修予約受付システム」は、財団ホームページのリンクからもアクセスしていただけます。

■研修予約受付システム：<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>

【財団 HP】 <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/kengakukai/>

東京都福祉保健財団 公開見学会

検索

【申込期限】 **令和5年5月26日(金)**

【参加決定(予定)】令和5年6月5日(月)

参加決定連絡を「研修受付予約システム」にてご登録のメールアドレスあてにお送りします。

※申込多数となった場合は、抽選で参加の可否を決定いたします。

【お問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(普及推進)

TEL:03-3344-7275

○ 令和5年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和5年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/>)

🔍 東京都訪問看護推進総合事

<R5年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	9月29日(金) 必着
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	5月31日(水) 必着 ※事業計画書の提出前に、すでに事務職員を雇用している場合は対象となりません。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業	5月31日(水) 必着
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★ <u>新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。</u>	今年度受付終了しました。
その他の取組	東京都開設準備経費等支援事業 ★ <u>訪問看護ステーションの大規模化又はサテライト型事業所の設置に伴い、事業所の専用面積の増加かつ看護職員の増員がある場合に限りです。</u>	※開設前6か月に係る経費であり、かつ補助事業期間内に支出された経費が対象です。 ※ホームページをご確認の上、下記問い合わせ先までご連絡ください。 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/kaisetujyunbi.html
	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中！ 各教育ステーションへ直接申込ください。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進コース 今年度受付終了しました。 (2) その他コース 11月～12月頃実施予定 ※詳細は別途ご案内いたします。
	訪問看護人材確保事業	※詳細は別途ご案内いたします。

訪問看護オンデマンド研修の動画公開中

令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。
訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216

○ 業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について

お知らせ

すべての介護サービス事業者は、法令遵守の義務を履行するため、業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出る必要があります。今般、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」(以下、「届出システム」という。)が構築され、電子申請等による届出が可能となりました。

1 業務管理体制の整備に関する届出が必要な場合

以下①の事項について、関係行政機関(※)に届け出る必要があります。また、以下①又は②の事項に変更がある場合についても、届出が必要となります。

(※)届出先については、事業所の展開の状況によって異なります(国、都道府県、区市町村の場合があります)。詳細は、下記ホームページをご確認ください。

① 介護保険法施行規則に基づく届出事項

- ・第1号 事業者「名称」、「主たる事務所の所在地」、代表者「氏名」、「生年月日」、「住所」、「職名」
- ・第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- ・第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ・第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

② 届出先の変更

- ・事業所等の指定等により、事業者が管理する事業所が増減し、事業展開地域が変更となり、届出先区分の変更が生じた場合

2 留意事項

- (1) 電子申請システムへのアクセス方法、初期設定方法等については、下記ホームページに掲載した令和5年3月23日付け事務連絡を参照してください。操作マニュアルについても、届出システムよりダウンロードし、閲覧が可能です。
- (2) 届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能です。ただし、東京都受付分については、10月以降は特段の事情がない限り、届出システムでの受付とさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

(3) ホームページについて

東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等 > 業務管理体制に係る届

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/gyoumukannritaisei.html

<お問い合わせ先>

施設・居宅サービス共通	届出システムの操作に関する疑義 株式会社セック アドレス: g-laicomea@sec.co.jp (問合せ期間: 令和6年3月まで)
施設サービス担当	① 介護老人福祉施設、老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護がある事業者(法人) 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当 03-5320-4584
居宅サービス担当	② 居宅・介護予防サービス(特定以外)、居宅介護支援、介護療養型医療施設がある、上記①以外の事業者(法人) (制度に関すること) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当 03-5320-4593 (届出に関すること)

公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室
03-3344-8517

○介護現場におけるハラスメント対策事業について

お知らせ

東京都では、昨年度に引き続き介護現場における利用者・家族等からのハラスメントについて、

(1) 介護事業所の管理者等、(2) 介護職員の方を対象とした相談窓口を設置いたしましたので、ご活用ください。
(本事業は東京都より社会福祉法人東京都社会福祉協議会に事務を委託して実施しております。)

(1) 介護事業所の管理者等からの相談(オンラインまたはメールによる法律相談)

- ・相談できる方 都内に所在する介護サービス事業所・施設の管理者等
- ・相談員 弁護士
- ・相談料無料／ 秘密厳守
- ・相談方法 オンラインまたはメール

※ なお、下記項目はハラスメントではないとされています。

- 1 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動(BPSD 等)
- 2 利用料金の滞納
- 3 苦情の申し立て

<オンラインの場合>

令和5年度のオンライン(Zoom)によるご相談(1件 45分以内)

相談実施日については、相談員(弁護士)と調整のうえ設定いたします。(平日の日中)

予約電話番号 **03-3268-7192**

なお、相談を効率的に進めるため、相談内容の詳細を相談票に記入の上、**相談日の3営業日前まで**にご提出ください。また、相談票以外にも、状況や経過がわかる資料等のご提供をお願いする場合があります。

<メールの場合>

相談票に相談内容を記入して、下記の相談専用メールに相談票を添付して送信ください。

相談専用メールアドレス: kaigo-harassment@tcsw.tvac.or.jp

相談票: 相談票は下記の HP よりダウンロードしてください。

HP: <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>

* 通常、土日祝日・年末年始を除き、数日以内にご回答しておりますが、相談内容によってはご回答までに1週間前後かかることがあります。

○注意事項(オンライン相談・メール相談共通)

- * ご相談は原則、1回といたします。
- * 当窓口における回答は解決に向けたアドバイスとなります。最終的な意思決定、判断は相談者ご自身でお願いします。相談に対する回答により生じた事象については、責任を負いかねます。

(2) 介護職員からの相談(電話相談)

- ・相談できる方 都内に所在する介護サービス事業所・施設に勤務する介護職員
- ・相談員 介護現場に詳しい相談員がお電話でお悩みをお聞きます。
- ・相談料無料／ 秘密厳守
- ・相談受付時間 平日 10時～17時 30分(12月29日から1月3日を除く)
- ・相談方法 電話 03-6265-6161

※本相談窓口において、当事者間の調停や関係者への具体的な措置は行えませんので、ご承知おきください。

他県5年度版

介護現場における 利用者や家族等からのハラスメント 弁護士による相談

利用者や家族等による職員への再三の過度な暴言、身体的暴力、無理な要求、著しく不快な言動などにお困りではありませんか？
利用者・家族等からのハラスメントを考慮した契約になっていますか？
上記のようないわゆる「介護ハラスメント」でお困りの介護サービス事業者（介護保険施設）のために、弁護士による相談窓口（オンラインまたはメール）を設置しております。

相談例

利用者からの電話・メールが頻繁になり、口調もエスカレートしています。お断りしても止みません。サービスの一時中止を拒んでも問題はありますか？

事業所の不手際もあって苦慮に尽しましたが、法的な観点では〇〇〇までの要求は断ってもよいものでしょうか？

度々の暴言の上、訪問による話合いの指図が続くのは、「契約を継続し難いほどの再発行為」に当たりますか？

障害事項説明書のハラスメント項目を改訂し、あらためて契約、同意などを行う準備中です。案文の確認や契約更新の際の取返などをお願いします。

✓職員の心身に影響が…… → 利用契約を含め、法的視点から
✓サービスの継続が困難に…… → トラブルの収束・防止にむけ助言

管理者向け法律相談 お問合せ・受付窓口 TEL 03-3268-7192
◆本事業は東京都から委託を受けて実施しています 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

都内の介護保険サービス事業所・施設に勤務する介護職員の皆様へ

介護現場における利用者やご家族等からの

匿名OK
ひとりで悩まず話してみませんか？

ハラスメントのお悩み相談

これってハラスメント？
このまま続けていけるか不安
話を聞いてほしい
誰にも相談できない

介護現場における利用者やご家族等からのハラスメント相談窓口

ご相談できる方 東京都や都内区市町村から介護保険事業所として指定を受けている介護保険サービス事業所・施設に勤務する介護職員等

相談 無料 「介護現場に詳しい相談員が電話でお悩みをお聞きします。」 電話番号 03-6265-6161

相談受付時間 平日10:00~17:30 (12/29~1/3を除く)

※ご相談は原則として1回30分までを限度としてあります。
※本相談窓口において、当事者間の調停や関係者への具体的な措置は行えませんので、ご承知おきください。
※ご質問の状況によっては適切な対応はできません。

東京都 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター
本事業は、東京都から委託を受けて実施しています。 <https://www.tcsv.tvac.or.jp/jinzal/>

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

詳細につきましては、以下のHPからもご覧いただけます。

<https://www.tcsv.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>



○ 居宅サービス事業所へのBCP策定支援について

お知らせ

東京都では、令和3年度制度改正に伴い、全ての介護サービス事業所において、自然災害及び感染症に対応したBCP策定が義務付けられた(令和5年度末まで経過措置期間、令和6年度から義務化)ことを踏まえて、東京都指定の居宅サービス事業所を対象としてBCP策定支援事業を実施いたします。

(1)実施内容

① BCP策定支援研修会

訪問系サービス等と通所系サービスのそれぞれの特性に合わせた研修会を、オンラインにて8月及び9月に各1回ずつ実施いたします。

日時や申込み方法等の詳細は後日(6月予定)ご案内予定です。

なお、研修会の内容はホームページに公開予定で、(2)の対象事業所以外の方もご覧いただけます。

② フォローアップ相談

BCP策定支援研修の受講者のうちご希望のある小規模事業者(1事業所のみ運営している事業者)に向けて、オンラインにて個別相談を実施いたします。

申込み方法等の詳細は後日ご案内予定です。

(2)対象事業所

東京都の指定を受けた以下のサービス事業所が対象です。

- ・ 訪問介護事業所
- ・ 訪問入浴介護事業所
- ・ 通所介護事業所
- ・ 訪問看護事業所(訪問看護ステーションのみ)
- ・ 短期入所生活介護事業所(単独型のみ)
- ・ 福祉用具貸与事業所
- ・ 特定福祉用具販売事業所